

令和元年度 第1回高知県いじめ問題対策連絡協議会
《議事概要》

- 1 日 時 令和元年6月4日(火) 13時00分～15時00分
- 2 場 所 ザ クラウンパレス新阪急高知 4階 フローラ
- 3 出席者 尾 崎 正 直 高知県知事
正 木 敬 造 高知県小中学校長会 会長
竹 村 謙 高知県高等学校長協会 会長
橋 本 和 紀 高知県私立中高等学校連合会 会長
蒲 生 啓 司 高知大学教育学部附属特別支援学校 校長
竹 中 利 文 高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会 会長
池 永 彰 美 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長
森 田 洋 司 国立大学法人鳴門教育大学 特任教授
川 竹 佳 子 高知弁護士会
石 黒 成 人 高知県医師会 常任理事
濱 川 博 子 高知県臨床心理士会 副会長
細 木 忠 憲 高知県市町村教育委員会連合会 会長
山 本 正 篤 高知市教育長
今 村 義 弘 高知地方法務局人権擁護課長
福 留 利 也 高知県地域福祉部長
伊 藤 博 明 高知県教育長
原 田 哲 高知県警察本部生活安全部長
森 克 仁 高知県中央児童相談所長
※欠席者 橋口 欣二

4 概要

(1) 開会

今年度8名の委員の交代があること、委員の任期は令和3年2月11日までであることを確認。

会長あいさつ

これまでいじめ問題対策連絡協議会では、心の教育センターのワンストップ&トータル
の体制を実現をしたり、チーム学校においていじめ、不登校等、厳しいさまざまな諸課題に
ついて組織的に対応する体制をつくり、実行されてきている。

昨年度は予防と支援というテーマを定め、議論いただいた。予防においては、地域、学
校、家庭それぞれがいじめの早期発見や早期対処ができるようないじめ予防プログラムの
作成について議論した。

また支援については、いかに切れ目なく支援ができる体制がつかれるかどうか議論を重
ねていかなければならないところだ。皆様からお知恵を賜りたい。どうぞよろしくお願
いする。

(2) 議事

今年度の協議会スケジュール、昨年度の協議内容及び今年度の協議テーマ（案）について
事務局 《資料 1-1、1-2、1-3、1-4 に基づき説明》

会長

事務局から本会議のスケジュールと協議テーマについて提案があった。本年度も予防、支援の観点から協議を深めたいということだ。

それでは議事の(2)、今回の協議のポイントに沿ってテーマごとに説明と協議を進める。まず、「子どもたち一人一人の個性を輝かせるために」について事務局から説明をお願いします。

協議のポイントについて (①子どもたち一人一人の個性を輝かせるために)

事務局 《資料 2-1、2-2、2-3、2-4 に基づき説明》

会長

いじめ予防等プログラムは昨年度までの議論を踏まえ、学校、地域の方々など、さまざまな関係者から意見を頂きながら作成を進めているという説明があった。今日は作成途中のものをお示しさせていただいている。委員の意見も頂きながら、本県の実情に応じたプログラムにしたい。忌憚のないご意見をいただきたい。

委員

学校現場では色々な事象が起こっている。それを学校としてどう捉え、対応していくのが問われているが、初期対応をどうするかという視点が必要かと思う。初期対応の在り方について、どういう対応をすればいいのか、どの対応がよくない対応なのかといった具体例を示していただき、それを学校現場で共有していくことは大事だと思う。それから保護者、地域の方向けのプログラムも検討中という話も聞いている。民生委員の学校訪問の際などにプログラムと一緒に共有するような取り組みも必要ではないかと思う。

委員

プログラムには幾つか事例を挙げており、教員にとって理解しやすい形になっていると思う。

先程、事務局から説明があったように教員がプログラムを実践し、感じるところを吸い上げ、バージョンアップできれば、素晴らしいプログラムになっていくと思う。

委員

学校現場でこのプログラムを使う際に非常にありがたい点が幾つかある。1点は、いじめの定義が以前と変わったことについて認識が甘い教員がいる。さらに保護者、地域もいじめについて意識のずれがあるような気がする。いじめという言葉については昔のイメージが強く残っている気がしているので、このプログラムの中で再確認をするということは非常に大事なことだ。

それから教員が具体的な事例を勉強するという事は非常に参考になる。理念についてはすぐ理解できるが、実際実践するときに事例を使い、研修することは非常に有効であると

考える。

また、いじめであるかどうかには焦点を当てるのではなく、生徒の困り感に焦点を当て、早期に対応し、子どもの困っている状況を解決していくことが大事だと思う。

加えて子どもたちが集まれば小さなトラブルは普通にある。そのときに子どもたちの対応力も上げていく。これはプログラムの第3章に出てくると思うが、こういったものがよりプログラムに出てくればいいと感じた。

事務局

事例についてはまだまだ改良する余地があると思っている。教員がどういうところで日々悩んでいるのかに焦点を当て、プログラム内容を構成していきたい。

第3章については、子どもたちが自分たちで課題を見つけ、自分たちで克服できるような実践力が付いていくものをイメージし、作成したい。

会長

パンフレットも作成するのか。

事務局

概要版を作成したいと考えている。

委員

6月15日の高知県小中学校PTA連合会の役員会でいじめ予防等プログラムを実施し、役員から感想をもらう。いじめのサインが出始める前に広く協力したいという思いがある。PTAに広めていけるような協力をしていきたい。また、報告は次回にさせていただく

会長

PTAの皆様からも色々と意見をいただけるよう、よろしく願います。

委員

最終的なアウトプットだが現場からは事例の要望が多い。事例とプログラムの概要を合わせると相当なボリュームになる。概要版のようなどか分かりやすいパンフレットを事例集と別々に作成する方向もある。やはり現場で座右の銘のように字引代わりに引いていたような事例集を作成しないといけない。

文部科学省は失敗事例も含めた事例集を別途に作成している。事例集というのは非常に単純化されているので地域の事情や学校の事情を組み込んだものではない。だから、事例集があるからそれで完璧だというわけではなく、現実には学校の先生方が自分の学校や地域の状況、子どもたちの状況を組み込んで、実際の事例を扱いながら研修していく。10分か15分でいい。ちょっとこれは注意して見ておこう、検討してみようというようなミーティングの時間を少し入れる。研修会となるとスケジュール化されて大げさになってしまう。現場で進まないというのはそこだ。だから普遍的な内容と事例プログラムを用い、現場と地域を絡め、実施することが大事だと感じる。

会長

二通りというのは、例えば一般の方をお願いしたいっていう要素のものと教育者向けと
いうか学校関係者向けということになるか。

委員

そう思う。いじめ防止対策推進法の立て付けから言うと、保護者、地域の方々は、おかし
いと思ったことを学校の対策組織へ連絡する。まずその点をしっかりと認識してもらい、そ
れに基づいて学校が組織として動くことが、非常に大事になる。ところが自己完結型、学校
完結型の教職観といった教員文化が一つ障害となっている。自己完結型の教職観というの
は、本人が専門性を高める中で自由裁量が利くため、教育熱や意欲が高まるが、不干渉にな
り、相互の支え合いもなくなってしまう弊害を持っている。学校完結型は鍋蓋構造のため、
開かれた学校にならないという弊害がある。

だからチームとしての学校と言われながら、個人の責任にするところがなかなか直らな
い。最大のポイントは従来の学校組織文化をぶち破っていくことだが、組織として学校がど
う動くかについての研修プログラムがあまりない。いじめだけではなく、不登校、虐待など
色々な問題が複雑に多様な現れ方をしている。そうすると、個人プレイからチームプレイへ
変更していくことは非常に大事になってくる。だからプログラムの中にも組織的にと
いう文言が入っている。それを具体的にどうするか研修の在り方を工夫していかないと言葉だ
けで終わってしまう可能性が非常にある。

会長

いじめ問題についても定例的に協議会を持って共有するという体制を整えてきたが、学
校がこのプログラムをチームとして活用するものである点を明記することがすごく大事だ。

委員

そうだ。地域や保護者が学校へおかしいという段階で訴えることができるということは、
学校がチームとして動く可能性があるからこそいえることだ。そのベースをつくらないと
いけない。

会長

プログラムの30、31ページはその点を意識し、チームとして対応しようということを明
記している。ただし、教員一人一人がこのプログラムを組織としての共有し、活用するこ
とを意識していくことが大事だろう。だから、プログラムは地域や保護者にチェックリストと
いう形で使っていただくような方向と学校が実際に対処し始めたときに、チームとしてど
う対処すべきかという指針となる内容との二つに分けていくよう構成を意識するとい
うことが大事だ。この2点をぜひ、今後の作成に生かしていただければと思う。

委員

いじめの対応で教員が陥りやすいことがある。いじめの対応プロセスの中で陥りやすい
点について注意してくださいというようなコラムみたいなものを入れるとよい。それから
組織で対応していくことがとても大事だ。なんですね。ところが学校は組織で対応したとし
ても当事者になる。そうするとどうしても主観的になる。だからその点をプログラムに入れ

るといい。

会長

やはり当事者としての責任を感じることもあるかもしれない。

委員

やはり感情が入り込んでしまう。そうすると、それはいじめじゃないと捉えてしまう場合もある。

会長

当事者になると、いじめと認定したくないというバイアスはかかりがちになるということか。いじめの対応で陥りやすいことについてもこの点の影響はあるか。

委員

ある。まだいじめの法律の内容について熟知されているとは言えない。やはり陥りやすい点をコラムのようにプログラムに入れるといいと思った。

委員

その点に関して現在のいじめの特徴は非常に多くの子どもたちが関わる。国研の資料によるといじめへの関わり経験も被害経験も9割であり、加害者と被害者の境界部分が非常に曖昧になっている。この点を含み、いじめの対応について考えないと現状とずれてしまう。

それからいじめの四層構造についてはよく使われているが、これは四層ではなく五層だ。この図にはいじめを見聞きしてない、多くの子どもたち、学級、学校へ主体的に関わる第三者性というのがもう一つ外枠にある。この点をしっかりと踏まえていただき、この図をつくり替えたほうが、子どもたちの主体的な関わりを強調するプログラムになる。非常に大事な視点だと思うのでその点を留意し、修正を加えていただきたい。

会長

なるほど。非常に大事だ。事務局から何かあるか。

事務局

いじめの四層構造についてはつくり替えたい。また、いじめ対応の見落としがち、大事な視点もプログラムに含めていきたい。

委員

先ほどその委員の意見にあったが、実際に問題が起こったときには、学校は当事者になる。やはりその点はプログラムに書いたほうがいいと感じた。

会長

学校が当事者になる点を含んだプログラムしないといけない。

委員

文部科学省の基本方針にも対策組織に第三者を加えることは推奨している。しかし、全ての学校の対策組織に第三者を加えることはほとんど不可能だ。人材、マンパワーが要るため、その点をどうするかは、非常に迷いがある。色々な工夫が必要になると思う。

会長

その点は次のテーマの切れ目のない支援での仕組みづくりの中で充実させていくことになるだろう。今回の二つのテーマは別々ではない。関係している。

委員

現在のいじめの法律では、行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じたときがいじめ。いじめの概念を広げる意味で書かれているのだが、文字通り心身の苦痛を本人が感じていないから、いじめじゃないと捉えている事案に出会うことがある。本人は楽しそうだったとか別に嫌じゃないですよって言いましたとか言い訳的に使われる。そういう行為を受けたら、みんな嫌と思うでしょうということころは、本人が心身の苦痛を感じていると捉えるんだということ、高知県いじめ防止基本方針には書かれているが、プログラムには、その部分がらない。その視点も入れていただきたい。

会長

影でずっと悪口言われているが、本人が気付いてない場合もいじめになるのだろう。

委員

なる。周りが気持ちをどう察し、くみ取っていくかということになる。

会長

気付いてなくて、感じていない。

委員

だから、苦痛を感じる気持ちに沿ってくみ取っていく。

委員

気付かず感じていない場合と感じているが言えない場合とがある。まだ大丈夫だと言ってしまふ子どももいる。大丈夫だと言って言われても違うと思うが、周りは大丈夫と言ってたから大丈夫だと捉える。

委員

いじめの動機には悪意があるものと善意があるものがある。この善意は、割といじめと感じにくい。例えばクラブで対外試合があると、みんな頑張ろうよと一人の子に集中して練習する。本人はいじめられているとは思わない。しかし苦痛で仕方がない。そうすると自分が駄目じゃないかと思ってしまふ。場合によってはこの世から命を絶ちたいというような気持ちになる。だけど本人は最後までいじめられているとは感じていない。しかしその状況ははどう見てもプレッシャーを感じている。だから善意も含め、影響を与える行動は限定解釈

せず、いじめという定義になっている。

会長

本人がいじめと感じていなくても、気付いていなくてもいじめになり得る。まして本人が感じているのに言えないというのは、もう当然いじめになる。

事務局

高知県いじめ防止基本方針に本人が苦痛を感じていれば、いじめであることに加え、客観的にいじめと捉えたときには本人が苦痛を感じていない場合でもいじめに該当することは明記している。そのような内容も具体的にプログラムへ入れていくようにしたい。

会長

客観的に感じるといっても、それは人それぞれだ。そう言われたときに、そうではないと言えるようにしておかないといけない。本人は大丈夫だと言っているからいいじゃないか、苦痛の感じ方は人それぞれで、あの人は特別強い人だからいいじゃないかとならないようにしないとけない。

会長

委員の言われることは、いじめだと本人は感じているが、表向きのには大丈夫だと言ってしまう場合について大丈夫だと言ったことを悪用される場合があるということか。

委員

その場合もあるし、本人が本当にいじめと感じていない場合もある。

会長

本人がいじめと感じていない場合も、客観的、常識的に考えて、自分がそういう立場に立てば苦痛を感じるであろうものについてはいじめということか。このことはプログラムに書いておくべきだ。

事務局

この点は詳しくプログラムに付け加えたい。

会長

保護者に分かりやすく伝えることができるようによろしく願います。

委員

岩手県の矢巾町のケースもささいなことがずっと積み重なっている。休み時間や自習時間に消しゴムをぶつけられたりほうきを奪われてやられたり、そんなこと日常の光景じゃないかということが積み重なって、一連のいじめになる。だからそれに気が付いたとき、事実や対応はどうしたというだけの話でいいのでメモをして重ねていくと、一連の事実の中で軽いことだがやられていることが判明してくる。学校の記録様式は複雑になり過ぎている。だからメモ書きでいいから、それをどンドンファイリングしていく。それが組織として

機能する一つの秘訣だ。

委員

子どもには自分がいじめられていることを自己認知度、自分を客観的に見るところまで成長していないと分からない場合がある。大人になって鬱になったり、引きこもりになったりしたときにカウンセリングをして、あのときにこういうことがあったと客観的に認知できるようになったときに、すごく傷付く。だから子どものときに認知していなくても、周りがちゃんとケアすることが、大人の引きこもりなど予防することになると思っている。だから、周りがいじめじゃない、いじめと見てないし、本人も気が付いてないことでも、やはり常識的に見てこれはひどいというときは、手を差し伸べる必要がある。本人がいじめと認められていなくても、それはいじめなんだよと伝え、ケアする必要があると思う。

会長

本人に自覚がない場合、それをどう漏れなく把握し、早期に対処できるようにするか。次の抜けや漏れの無い支援というテーマにおいても第三者がどう認知できるかに関わることになるので大事なことだ。

委員

プログラムが出来た際は、県民児連へも説明や研修に来ていただきたい。民生委員は地域で活動しているが、いじめについて知ることは難しい。プログラムの30ページにもあるように、こういうことがあれば連絡しましょうというような内容は研修用スライドになるか。

会長

なる。

委員

それならば、まず県民児連で研修していただき、市町村でもできるような研修をお願いしたい。それがまた地域に降りていったら、保護者と一緒の研修ができるのでお願いしたい。

会長

分かった。必ずそのようにする。プログラム29ページに「一歩（いっぽ）前へ！」と書いてある。この一歩前へという具体的なアクションにつながるために、どう気付き、どう動くかについて30、31ページで補足している。最終的にはこれらのスライドがまとまった全体が溶け込んだような形になって説明できるようにする。

協議のポイントについて (②子どもたちに抜かりのない支援の手を届けるために)

事務局 《資料3-1、3-2、3-3に基づき説明》

会長

前回、市町村の教育支援センターがない所があり苦勞されている点、さらに中学卒業後、早い時期に離職した場合、その後の情報を把握できていないことがある話などがあり、今回対応について事務局として一定検討してきた。こちらについて意見をいただきたい。

委員

心の教育センターのサテライトをつくることは良い案だと思うが、場所、人、予算が必要だ。現在、心の教育センターが市町村の教育支援センターの機能強化を目的に訪問している。その中でこのサテライトを別枠でつくるのか。心の教育センターとサテライトがあり、その下に教育支援センターがあるイメージか。しかし、例えば今ある教育支援センターを東部、西部拠点として、そこにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、指導主事を常勤で置けば、教育支援センターのないところや他の教育支援センターの職員が聞きたい場合も相談に行くことができる。別につくるほうがいいのか、現在教育支援センターがある西部と東部のどこかを拠点にし、やっていくほうが効果的なのだろうか。

委員

委員が言われたように、確かにサテライトを設置するのために指導主事や場所も必要となる。現在、東部と西部では対応が非常に手薄だ。だから東部、西部にサテライト的な拠点が必要なんだというところまでの案を示した。具体的な場所や体制については、経済的にも利便性についてもまさにこれからどういう方法が最もできそうなのかしっかり詰めていきたいと思っている。

会長

心の教育センターの機能を、前方展開させるということまで決めているということか。

委員

そうだ。

会長

確かにサテライトをつくり二重にするのがいいのか、今ある教育支援センターにそういう機能を強化したほうがいいのか、よく考えたほうがいいのかもわからない。

委員

学校現場では校内支援会の機能強化を考えながら、色々なことに取り組んでいるが、やはり第三者の目を入れていくことが大切になるだろうと思っている。現在、できるだけ校内支援会に多くの参加者の意見が出るような仕組みづくり、漏れがない対応ができるような仕組みづくりを考えている。また、市町村の教育支援センターはスタッフが十分ではない。専門的知識、技術を持った職員を常駐できていないことがある。ぜひ心の教育センターと緊密な連絡を取り、支援いただけると機能強化という意味で今以上に課題のある子どもたちへの対応がしやすくなるのではないかと考えている。

会長

市町村教育支援センターと心の教育センターは多くやりとりをしていると思うが、教育支援センターがない所もある。それから非常にマンパワーが少ない所もある。その部分をどう対応していくか。現在ある教育支援センターが広域的に対応をしている所もあるのか。

委員

ある。現在、教育支援センターがない市町村が他の市町村の教育支援センターに生徒を、受け入れてもらった結果、効果的だということで教育支援センターができたところも増えてきている。まずは現在教育支援センターがない所には、教育支援センターがあると効果的だということを知っていただくことが大事だ。

委員

学校長の権限をもっと強化すべきではないか。学校保健安全法では子どもの健康を守ることが期待されている。例えばインフルエンザの場合は少なくとも5日休む。それは学校長の権限だ。だからいじめの予防、発見や早期に対応する場合は、学校長が出席停止の措置を取り、その間にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーがいじめられた子、いじめた子に対して、カウンセリングをしっかりとる。また保護者にもいじめの原因や対応について説明や教育を行い、よくなったら出席の許可を取る。もしいじめが続く場合には、例えば転校を促していくなど学校長の権限をもっと強くすればいいんじゃないか。

会長

なるほど。チーム学校で対応するときのリーダーは校長だ。イニシアチブを大いに取ってもらわないといけない。

委員

今のこと、ある意味では非常にこれからのチーム学校として大事なことだ。いじめにしても不登校にしても今まで学校はアセスメントを個人に委ねていた。先ほど意見があったようにあるケースが起こったときに5日休む。そうすると、すぐチームアセスメントができるような体制を校内に組織化する。これが一番やりやすい方法であり現実的だ。文部科学省もそのようなアセスメント様式を出している。何が大事なのか、今後どのような対処法が必要なのか、誰がどの役割をするのか、関係機関はどういう機関にお願いしていくべきかというような内容のシートがある。そのようなシートを活用することは一つの手だ。

会長

そのシートの名前は分かるか。

委員

児童生徒理解・教育支援シート。このシートはモデルであり、このシートをもとに各都道府県に合った形に修正することが可能だ。これは不登校協力者会議の中で出来たシートだ。このシートを参考にして高知県版のシートを作成すればよい。その際、切れ目のない支援として、少なくとも小、中、高校まで続くようなシートにしてもらえれば。

委員

高校の立場で言うと地域性の強い学校は市町村につながることができと思うが、市内の大規模校になると、生徒はたくさんの市町村から来ているため、市町村とつながりにくいところがある。

会長

資料 3-3 の場合についてということか。

委員

資料 3-2 についてもそうだ。高校は合格者が出ると必ず各中学校に問い合わせをする。しかし、内容によってはデリケートな内容があるのでいただけない内容もある。特に高知市内の大きな学校になると情報が入りにくい部分があるので、そこに何か工夫があればありがたい

会長

小学校、中学校は地域性があり学校に情報が入るが、高校になった瞬間、地域から切れる可能性があり、情報共有ができなくなってしまう場合があるということか。それについて考えないといけない。

委員

義務教育の学校の場合はお互い情報共有はできる。いじめ、不登校にしても資料 3-2 にあるように、学校の中で心理面の見立てができる専門家のサポートはすごく大事になってくる。今、県教委から各市町村へ校内支援体制を充実させる取り組みをしている。そのような学校体制をつくるのが大事だ。

それから資料 3-2 にある市町村の教育支援センターについて、いの町にはのぞみ教室というところがあり、他市町村の子どもも来ている。そこでは高校へ進学できるぐらいの力を付け、立派に卒業させているという実績がある。やはり各市町村でサポートしてもらえるシステムや場所があれば、学校、市町村の役割分担ができ、学校の機能も充実していくと思う。

また資料 3-3 にある中学校卒業後の子どもたちの動きについて、就職にしても進学にしても苦労した子どもは、たいがい中学校へ何らかの形でアプローチしてくる。学校は子どもと話をしていく中辞めていることが分かる場合もあるし、そこで辞めずにもう 1 回頑張ろう話もしている。同意書の話もあったが、今後中学校卒業後の子どもたちのサポートをどのようにしていったらいいのか一つ方向を示していくことも必要だと思った。

事務局

元々、卒業していった子どもとつながり、気にかけていくことが一つの文化として根付いている部分もあると思う。ただ、それで全て万能というわけではない。一人でも多くの子どもたちを救いたい。そのために何ができるのか、どういうことをすべきなのかということを、今後も追求していきたい。いただいた意見を参考にし、今後検討する。

会長

この卒業後おおむね 1 年はフォローするという期間については妥当か。

委員

妥当ではないか。

委員

かなり期待が持てると思う。私は中学3年生時の不登校生徒について20歳の段階でフォローアップ調査をした。その子どもたちに面接したり調査票を渡したりする際、どうしても頼らざるを得ないのは中学3年生時の担任や生徒指導の教員。その教員に問い合わせるとかなりの数が上がってきた。おそらく6、7割ぐらいの生徒の情報をつかんでいた。確かに教員文化にはこういう気質が残っている。いい風土がある。はい。私もそれに期待したい。

委員

教員は子どもたちのことになると本当に一生懸命に取り組んでいるが、やはり現状では、教員個人の努力に頼ってる部分も大きいんじゃないかと思う。そこで要望だが、教員だけが抱えて対応するのではなく、支援機関との連携が取れる形が重要になるのではないかと考えている。それが18歳までなのか。40歳になっても引きこもりが続いている場合もある。その部分の支援についてはどこも手を差し伸べるところがないのが実情ではないか。この点も含めて対応ができれば一番いいと思う。

それと5月にあった全国都市教育長会議では高校と中学校の連携についての事例発表があった。あまり規模の大きくないところだったが、市内の高校と中学校の教員全てが集まり、入学前に中学校の卒業生のうち、特に気になる子については情報交換をやっていた。高知市の規模で考えると厳しいところがあると思うが、そのような取り組みがあったことを紹介させていただく。

会長

卒業後のフォローアップについてどうしていくのか非常に重要な課題だが、事務局いがかか。

事務局

進路未定のまま卒業した中学生については若者サポートステーションを高知市、南国市、四万十市に設置している。そこで15歳から32歳までの若者に対して支援をしているので、ぜひつないでいただきたい。この3月には、県内の市町村教育委員会を通じて、各中学校に進路未定のまま卒業される方への同意書が取れましたらお送りくださいと通知をさせていただいたところ、幾つかの市町村教育委員会から同意書が上がってきて、サポートステーションへつないで支援をさせていただいている。

現在、実態調査を行いデータを集計しているところだ。間もなく市町村教育委員会へ訪問し、中学校卒業後の進路未定者の子どもたちの状況などを聞かせていただこうと思っている。また地域で教育と福祉が連携できる機関というのは、資源や人材も限られている中で、誰がいつ、どうやってサポートできるのかという点を一緒に話し合いながら、地域ごとに考えていこうという取り組みを始めようと思っている。

会長

サポートステーションでは把握できないので、中学校で把握することについてお願いしたいということだが、他方で教員個人に、今関わっている子どもに加え、卒業後の子どもも見るといったら大変なこともある。教員をサポートする体制や学校が情報を把握できなくても、もう1個把握するネットワークがある構造が大事だろう。資料3-3の下端に各経済

団体と書かれている。これはまだ仮ではあるが、こういう形でのバックアップ体制もつくっていければと考えている。

事務局

二重三重の目が必要だと思っている。もし離職後、自宅で過ごしているときには少年補導育成センターが把握してつなぐということもできると思う。それでまだ駄目な場合に各企業から情報をいただくと抜けのない把握ができると考えている。

会長

情報を把握したら若者サポートステーションにつなぐと一定のケアが行われることになる。だからこの関係をどうやって密にしていきたいか。特に規模の大きい高知市は、よく相談をさせてもらい、対応していきたい。また、高校になり、広域から子どもが来て、情報共有が十分じゃない場合の対応も検討する。

委員

離職したり中退になったりした場合、一番困っているのは保護者だ。子どもが卒業すると保護者はどこに相談したらいいのかと困ると思う。だから例えば中学卒業時に、子どもが高校生活の途中でしんどくなったときには、こういう相談場所がある、離職したときには、こういう機関があると多くの保護者が知っておけば、本当に困ったときに来ると思う。心の教育センターもサポートステーションなどへつながるまでは支援する。支援を受けるほうが、そういうところがある、行っていいんだという情報を知ってるかどうかということが大事だと思うので、何らかの形で知らせることも考えてもいい。

事務局

サポートステーションについて市町村教育委員会を通して、各中学校や高校にチラシを配布している。また、保護者向けの相談会もサポートステーションで開催しており、お困りの保護者に何とか情報を届けるようにPRをしているところだ。困っている保護者の方にいかにして情報を届けるか検討していきたい。

会長

就職したばかりのときに、保護者にもしも離職したらこういうところへというのも言いにくいところがある。しかし、保護者に、こういうケースではこういうところが相談に乗りということの啓発は強化したほうがいい。サポートステーションの存在とか知らない方もたくさんいるだろう。どこに相談したらいいか分からないということは結構あるだろう。少し考えてみる。

委員

いじめ予防プログラムにしても周知徹底をする機会があるかと思う。そういったときに、サポートステーションなども合わせて話をしていただければ、管理職がそれをきちんと理解して、学校が保護者へPTA総会などで話ができるんじゃないかと思った。周知の工夫をお願いします。

委員

法務局でもメールや電話による相談がある。そういった際に心の教育センターなど、色々紹介しているときもある。相談があった際には積極的につなげていけたらと思う。

委員

高知大学は県内で唯一教員を目指す学生たちを教育している場であるので、大学のカリキュラムの中でいじめ、不登校について学生にもっと意識付けをすることが必要だ。教員の基本は授業だが、子どもの居場所づくり、環境づくりというところにも講義の中で努力して伝えていかなければいけないと感じている。

委員

資料 3-2 の漏れがない支援について公私を超えた情報の連携が非常に大事になると感じている。明らかに不登校であったり、配慮が必要な児童生徒の情報であれば、比較的その情報が伝わる。しかし小学校 6 年生のときに 20 日程度休んでいるといった場合、不登校の定義から外れるので、きちんとした情報が中学校へ伝わらない。その結果、保護者や本人の状況が分からない中で、適切な対応が取れなかった事例がしばしばあるように感じている。お保幼小、小中、中高の連携が非常に大事になると思ったのでそういう点を資料に記載してもらえたらと感じている。

会長

公私間での情報共有の強化が非常に大事ということになるだろう。その点を踏まえて考える。

委員

今、委員から提案があった点は大変重要なところだ。不登校、国のほうでは準不登校という概念も持っている。先ほど 5 日、10 日の欠席でアセスメントチームを組んでほしいというのは、不登校や引きこもりへの状態へ導かれるような子どもたちは、一週間休むと後はずっと休みがちになる。ばらばらと来ては休むパターンを取る子が多い。だから遅刻、早退も含めてカウントしながら、30 日にこだわらず早い段階でアセスメントを行うことが非常に大事だ。

それから教育支援センターが各市町村にない点は大きな課題だ。市町村に教育支援センターを置くことがまず優先で、次の段階では資料 3-2 の三層の支援というのは非常にいい考え方だ。しかもサテライトを東西に置くというのは非常にいい。このサテライトは、現在ある市町村の教育支援センターのスーパーバイズのような役割を果たす。スーパーバイズされた教育支援センターの職員は学校に対し、スーパーバイズしたり直接家庭に出ていたりするような機能が非常に大事だ。不登校支援体制において家庭や学校に対し、コンサルテーション機能を発揮できるような専門家として育ててもらうことは非常に大事だ。しかし、それを担える人材、資質という面では課題が非常に多い。だから施設の量を優先すれば、その次に来る資質の充実をどう図っていくかをプランニングしていく必要がある。

文部科学省では教育支援センター職員の資格などデータを取っている。それを見ると専門家でない職員が非常に多い。これを学校全般の問題行動への対応能力について習熟できるよう専門化していく仕組みが必要だ。この辺りの仕組みをしっかりとしないと、せつかくう

まく構想されてる三層の支援構造のうち、学校と子どもをつなぐ重要な教育支援センターがうまく機能を担えなくなる。

会長

確かにその点を考えないといけない。心の教育センターは、現在研修機能があるが、段々より高度な人材育成機能に特化する方向になるの将来展望を考えていけないといけない。

委員

今、委員が言われたことはとても大事で。もう喫緊の課題になっていると思う。今年度6から教育支援センターを訪問し、どんな状態か、子どもたちが行けるようになるには何が必要を把握することを始めている。

それをやりながら教育支援センターに配置されているスクールカウンセラーへのスーパーバイズを少しずつ始める。そのスーパーバイズを受け養成されたスクールカウンセラーが、配置校のスクールカウンセラーと連携していくことをもう進めていくときに来ていると思う。そういうことを先を見越しやることで家から出られない子どもたちへ手を差し伸べることができると思う。

会長

心の教育センターがそういう形で展開していくことについて、それを県内全域にどのように波及していくか、体制としてどうかについて可能性も含め考えていく。

高知県いじめ防止基本方針に基づく取組の進捗状況について

事務局 《資料4に基づき説明》

会長

本日いただいた意見をもとに検討を重ね、次回の連絡協議会でさらなる検討状況についてお諮りをさせていただきたい。